



北方領土交渉は ミサイル撤去が前提

北方領土交渉はミサイル撤去が前提

日本ロシア間でロシアへの経済協力プランを発表した後、ロシアの担当大臣が逮捕され、ロシア軍は国後島・択捉島に地对艦ミサイルを配備したと発表。領土交渉での成果を焦る日本の足元を見て、げんこつで殴られても（ミサイル配備）、札東を見せて（経済協力）、握手を求めている（北方領土交渉合意）。交渉は、焦った方が負けです。

また、領土交渉の進展がなかったら、税金で経済協力するのはダメですよと外務大臣に念押ししましたので、確認を求めて参ります。

ミサイル配備に「抗議」した？

ロシア軍による国後・択捉島へのミサイル配備に対し、「遺憾」をロシア側に申し入れたとの答弁があったので、十一月二五日の安保委員会で私から「遺憾」だけでなく、抗議すべきだ」と指摘すると、「遺憾だと申し入れた。これは抗議したということですよ」と答弁し、事後的に「抗議」だったことにしました。領土交渉で微妙な時期にロシア側を刺激したくないとの思惑があったのかどうかはともかく、北海道を

狙えるミサイルが新たに配備されたことに対し、明確な抗議すらしたかどうか分からないような外交で日本が守れるのでしょうか。



北方領土に配備されたミサイルの射程範囲

歯舞・色丹に米軍を置けるのか

北方領土交渉合意のネックとなるのが、返還された北方領土に米軍を置けるのかとの問題です。日米安保条約第六条は日本の施政下にある場所に米軍を置ける（その対価が米国による日本の防衛義務）と規定していますが、①返還後の島に在日米軍が置かれる可能性を容認した上でロシアが返すのか、②返還後の

島に限り、米軍は置けない（置かない？）ことを米国が容認するのか（第六条の適用除外）、どちらかでないとい合意できないはずですよ。

この難題をクリアするためもあって、米国大統領の権力承継のすき間である本年十二月をプーチン大統領来日のタイミングにしたのではないかと私は推測しています。

参考

日米安全保障条約 第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

年金カット法案の強行採決

物価が上がっても賃金が下がっている場合、年金受取額が従来の制度では上がることになりませんが、物価に合わせて下がってしまう法案。過去十年の数字に当てはめると、厚生年金の方は年間十四万円、国民年金の方は年間四万円引下げとなります。

十一月二十五日に衆議院厚生労働委員会で強行採決されるまで、厚生労働委員会では激論しているのに、テレビではほとんど取り上げられず、トランプ次期大統領、小池都知事、朴韓国大統領の話ばかり。国民の関心の高いテーマが伝わっていないことに、官邸からテレビ局への何らかの力が働いているのではないかと危惧します。

新提案「三〇〇円タクシー」

次期衆院選公約づくりの作業が始まっています。私からは、自分で運転できない方が、自宅から病院やスーパーまで乗合で乗せてもらって三〇〇円程度というタクシーを全国的に広げてはと提案しています。既に全国で一、〇〇〇事業者、四、〇〇〇

台ほど行われているのですが、国の支援策が赤字想定額の半額補助にとどまるため、残り半額を負担できない市町村では広がりません。また、バス停のある病院までならよいが、バス停のない診療所まではダメなど改善すべき点があります。

300円タクシーの導入事例



国が赤字の九割を補助することを提案します。財源が問題となりますが、公共事業の財源である「社会資本整備総合交付金」等の使途を三〇〇円タクシーに拡大することで、「道路を造るか三〇〇円タクシーを走らせるか」を市町村が選べるようになります。地方分権の観点からも、高齢

者による事故を減らす面でも、効果の大きい政策です。

「駆け付け警護」より

自衛隊員の救命救急を

民進党は、南スーダンへのPKOで駆け付け警護を付与することには反対です。むしろ、第一線の現場で危険にさらされる自衛隊員が重傷を負った場合の救命救急体制を整備する「自衛隊員救命救急法案」を提出いたしました（私が提出者です）。

十一月十五日
テレビ朝日
報道ステーション



◎違憲状態で解散総選挙？

二〇一四年に行われた衆議院総選挙は、最高裁から一票の格差を理由に「違憲状態」とされ、是正が必要となっています。来年夏には、小選挙区定数を〇増六減、選挙区の区割りを見直し、違憲状態を脱する事となっています。

年明け解散総選挙かとの話題が新聞テレビ等で話題となっており、予算委員会でも安倍総理に、「是正実施前に解散した場合、また違憲状態での選挙になるのでは」と正しましたが、「現行法等の規定のもとで内閣が衆議院の解散を決定することは否定されるものではない」と利己的な答弁をするだけでした。

